

羽生市防犯カメラの設置及び 運用に関するガイドライン

令和8年2月

羽 生 市

I はじめに

1 ガイドライン策定の目的

羽生市は、犯罪のないまちづくりを目指して、平成16年3月31日に「羽生市防犯のまちづくり推進条例」を施行しました。この条例に基づき安全で安心な市民生活の実現をする上で、市や警察、各種団体、市民が自らの地域は自らで守るという連帯意識のもと、それぞれの役割を果たし協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進されています。

しかしながら市内で発生する犯罪認知件数は、近年増加傾向となっており、令和6年の1年間で597件の犯罪が発生しています。このような状況の中で、防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものです。

一方で、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。

そのため、プライバシーの保護に留意しつつ、防犯カメラを適正に設置・運用することにより、犯罪を防止し、安全で安心して暮らせるまちの実現につながるよう、必要な事項を定めたガイドラインを作成しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象は、公共交通機関をはじめ各種公共施設、商業施設、道路、公園、駐車場等、不特定多数の方が利用する施設や場所又は住宅用に設置するものとし、かつ犯罪の防止目的として、撮影しているカメラで画像記録装置を有するものをいいます。

II 留意事項

1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

カメラの角度を調整するなど、私的空間が映らないようにしましょう。

2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入り口付近に、防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示することが必要です。

3 管理責任者、操作取扱者の指定

設置者は、防犯カメラの適切な映像の取扱い及び情報漏えい防止などに配慮するため、管理責任者を指定し、責任の所在を明確にしてください。また、管理責任者自ら防犯カメラの操作を行うことができない場合は、操作取扱者を指定し、指定を受けた者だけに機器の操作を行わせることができます。

4 映像の管理と廃棄

防犯カメラの映像が外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行う必要があります。

(1) 映像の保存期間

設置場所の状況に応じた保存期間を定め、不必要な映像は保存しないでください。

(2) 映像加工の禁止

保存した映像の複製や加工を行わないでください。

※複製については、管理責任者の許可がある場合を除きます。

(3) 映像の厳重な保管

映像を記録した記録媒体等やパソコンについては、設置場所の状況に応じた情報漏えい防止措置を行ってください。また、インターネット回線を利用して、映像の送受信を行う場合は、映像が外部に流出しないよう特に配慮してください。

(4) 映像の消去

保存期間が終了した映像は、上書き等により、速やかに、確実に削除してください。また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された映像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の処理を行うなど、速やかに消去しましょう。

5 秘密の保持

防犯カメラの設置者等は、防犯カメラの映像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。これは、その職を退いた後も同様です。

6 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはなりません。

①法令に基づく場合

②捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

③個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

また、画像データの提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

7 苦情等の対応

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、あらかじめ苦情等に対する対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応しましょう。

8 保守点検等

設置者等は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行ってください。

9 業務の委託

防犯カメラの運用業務を外部に委託する場合において、委託業者にこのガイドライン及び設置者が別に定める運用基準を遵守させ、適正な運用を徹底させてください。

10 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された映像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱ってください。

11 運用基準の遵守

防犯カメラの設置者は、管理責任者等に対して、このガイドライン及び設置者が別に定める運用基準を遵守させるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、適正な指導を行ってください。

Ⅲ 運用基準の策定

運用基準の策定

防犯カメラの設置者は、管理責任者や取扱担当者等によって、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を盛り込んだ運用基準を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。策定に当たっては、別添の＜参考例＞を参考にしてください。

＜参 考 例 ①＞
法人・組合などの組織で
職員・従業員がいる場合

〇〇株式会社△△事務所 防犯カメラ運用基準

1 趣旨

この規程は、〇〇〇〇〇（施設名を記載）に設置される防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置の目的

防犯カメラは、〇〇〇〇〇における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置者及び管理責任者

(1) 設置者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（法人名・代表者名を記載）

(2) 管理責任者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（法人名・管理責任者名を記載）

（連絡先：電話 0 4 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇）

4 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 〇台 〇〇市〇〇×丁目×番地×号（別図のとおり）

(2) 録画装置、モニター 一式 〇〇市〇〇×丁目×番地×号（別図のとおり）

5 設置表示及び管理方法

(1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレート等を設置する。

(2) 設置者及び管理責任者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。また、設置者及び管理責任者が必要であると判断する場合には、防犯カメラ、モニターの操作及び映像の取扱いを行う担当者を指定することができる。

6 映像の保管と廃棄

(1) 保存期間

撮影された映像の保存期間は、〇〇〇〇とする。

(2) 映像の加工の禁止

映像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

(3) 保管場所

モニターや映像の録画装置及び記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管

し、適正に管理する。

(4) 立入禁止

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は、立ち入りを禁止する。

(5) 映像の消去

保存期間が終了した映像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された映像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の処理を行うものとする。

7 映像の利用制限

(1) 映像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、映像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

(2) 映像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。)

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

防犯カメラ運用基準

〇〇 〇〇（氏名を記載）

1 趣旨

この規程は、〇〇〇〇〇（施設名を記載）に設置される防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置の目的

防犯カメラは、〇〇〇〇〇における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置者及び管理責任者

（1）設置者

〇〇 〇〇（個人名を記載）

（2）管理責任者

〇〇 〇〇（個人名を記載）

（連絡先：電話 0 4 8 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇）

4 設置場所及び設置台数

（1）防犯カメラ 〇台 〇〇市〇〇×丁目×番地×号（別図のとおり）

（2）録画装置、モニター 一式 〇〇市〇〇×丁目×番地×号（別図のとおり）

5 設置表示及び管理方法

（1）防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレート等を設置する。

（2）設置者及び管理責任者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。また、設置者及び管理責任者が必要であると判断する場合には、防犯カメラ、モニターの操作及び映像の取扱いを行う担当者を指定することができる。

6 映像の保管と廃棄

（1）保存期間

撮影された映像の保存期間は、〇〇〇〇とする。

（2）映像の加工の禁止

映像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

（3）保管場所

モニターや映像の録画装置及び記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管し、適正に管理する。

(4) 立入禁止

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は、立ち入りを禁止する。

(5) 映像の消去

保存期間が終了した映像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された映像の読み取りが行えないよう、破砕や裁断等の処理を行うものとする。

7 映像の利用制限

(1) 映像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、映像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

(2) 映像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。)

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。